

2020年4月

丹葉地区各小中学校長 様

尾北教職員労働組合

執行委員長 小山 晃範

新年度を迎えるにあたり

子どもが輝き教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請

日頃は、学校教育にご尽力いただきありがとうございます。

新年度を迎えるにあたり、学校現場では、過密で多忙な毎日の状況の中、子どもと教職員が真に輝く学校づくりに向け、現状をどう改善するのが重要な課題になっています。

また、教職員の多忙化解消の取り組みが進められているものの、勤務時間内で仕事が終わる先生方はほとんど見られず、残業を余儀なくされている現状が依然多く見られます。さらには、健康破壊などの深刻な状況に陥っている先生方も見られます。特に、数年前には、現職の教職員が突然亡くなるという痛ましい出来事が続きました。

教職員が健康であってこそ、子どもたちに分かる授業を行ったり、一人一人の子どもの声に耳を傾けたりできるのではないのでしょうか。

子どもが輝く学校づくりのために、すべての教職員が健康で、協力し合って仕事に取り組むことができるよう、関係機関への働きかけを含め、以下のことを要請します。

- ① 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」（2020・1・17）受け、今後は、「月 45 時間超の職員をゼロにする」目標を掲げ、多忙化解消に向けたさらなる取り組みを進めること。
- ② 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告とならないようにすること。そして、在校時間記録の簡素化と客観的で正確な把握に向け、タイムカードやICカード等を全ての学校に導入すること。
- ③ 新型コロナウイルス対策で実施した一斉臨時休業に関して、それにより生じる必要な学習の補充は、子どもや教職員にとって過重な負担とならないようにすること。
- ④ 教員、特に学級担任の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
  - ア 当面、授業の持ち時間数が、小学校週 25 時間以内（1 日 1 時間以上の実務時間《空き時間》確保）、中学校週 20 時間以内（1 日 2 時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進めること。
  - イ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）は、学級担任の実務時間（空き時間）確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたること。少人数やTTの授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避けること。
  - ウ 学習指導要領による学習内容や授業時数が増加している実態に対応するため、専科教員を増やすこと。
- ⑤ 授業の準備及び、学級・学年・分掌の事務、必要な会議などの時間が、勤務時間内にきちんと確保されるよう、以下の内容に関して改善を進めること。
  - ア 打ち合わせや会議を精選したり、午後の授業を一部カットしたりするなど、必要な時間を生み出すための具体的な対応策を各職場で講じること。

イ 行事を始めとした各種業務の内容や取り組み方を見直し、業務の簡素化や削減などで仕事量を減らす取り組みを進めること。

- ⑥ 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。
- ⑦ 早朝勤務などの時間外勤務があったときの割り振りが、17時からさかのぼった時刻から割り振りが指示される職場がみられるが、30分間の休憩時間を勤務の割り振りの対象時間にしていないのは問題であり、年休と同様に、30分間の休憩時間を除いた16時30分からさかのぼった時刻から割り振りを講じること。
- ⑧ 16時45分から17時までで帰りの打ち合わせを行っている職場については、教職員は昼の休憩がほとんどとれず、16時45分から打ち合わせを行うと、7時間45分を超えての勤務となってしまうので、帰りの打ち合わせは16時15分までに終わるようにすること。
- ⑨ 昼の休憩がとれなかったときは、7時間45分の勤務が終了となる16時15分で勤務の拘束が解かれるよう適切に割り振りを講じること。
- ⑩ 児童会（生徒会）の活動や行事など、全校の活動で昼の休憩がとれないときは、16時15分で全職員一斉に勤務の拘束を解くこと。
- ⑪ 始業式・終業式・卒業式の午後やテスト期間中などの子どもがいないときには、日常的に時間外勤務が多い実態に合わせ、その分の割り振りとして、早く帰れるように勤務の拘束を解くこと。
- ⑫ 運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することとならないように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。
- ⑬ 部活動の過熱防止に向け、改善が進められているが、さらなる改善に向け、以下の内容を重点的に取り組むこと。
  - ア 朝の部活動を中止する。
  - イ 活動を行わない曜日を現状よりさらに増やす。
  - ウ 練習時間を短縮する。
  - エ 新規採用教員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は、部活動指導を担当させない。
- ⑭ 職員が病気やけがで休む際に、年休で休むといった実態が依然見られるので、病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
  - ア 療養休暇は、1日や1時間単位で取れること。
  - イ ボーナスは30日未満、給与は40日未満の取得なら、その処遇には影響がないこと。
  - ウ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- ⑮ 暴言や侮辱といったパワーハラスメントは、教職員としての身分の侵害及び人権の侵害重大な問題であり、絶対に行わないこと。
- ⑯ 政府が導入を図り、各自治体の判断で実施可能としている「1年単位の変形労働時間制」は、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には、多忙化をさらに進め、退勤時刻を今より遅くし、教員の健康・生活・家庭に弊害を及ぼす恐れがあるので、導入しないこと。